

平成 29 年 1 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 1 月 27 日（金）

午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 29 年 1 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 29 年 1 月 27 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室
3. 出席委員：（16 人）

会長		松口政之			
会長職務代理者	1 番	松山多作			
委員	2 番	近藤良治	3 番	辻勉	4 番（欠員）
	5 番	吉田英章	6 番	宮崎幸二	7 番 迎広子
	8 番	土川浩子	9 番	北野長義	10 番 下山勝宏
	11 番	筒井正美	12 番	近藤茂樹	13 番 吉永信義
	14 番	大久保勉	15 番	小崎八郎治	16 番 木村吉照
	17 番	前田猛			

4. 欠席委員：10 番 下山勝宏委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 15 番 小崎八郎治委員 16 番 木村吉照委員
- 第 2 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づく平成 28 年度第 2 回農用地利活用集積計画について
- 第 3 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく「平成 28 年度第 2 回農用地利用配分計画（案）」について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段の面積の設定について
- 第 5 その他

- ・平成 29 年 2 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 2 番 近藤良治委員 8 番 土川浩子委員（議案第 2 号）
8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、29 年 1 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席委員は下山委員 1 名ですが、出席委員は 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、本日は 2 時から「農業者等との意見交換会」を、第 1 会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長： みなさん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

松口会長： 新しい年を迎え、本日は最初の総会でございます。1月1日から天気が良く、最近は少し寒くなっています。去年は有畜農家をはじめ、米の価格なども大変よく、今年も続けばいいと思います。今年の7月で改選になります。あと半年でございますが、よろしく願いいたします。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。15番 小崎八郎治委員、16番 木村吉照委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成28年度第2回農用地利活用集積計画についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第1号について説明いたします。

まず、明細の集計表ということで、今年度2回目となります。打ち分けとしまして、賃貸借による権利で田の10年以上が9筆12,718㎡、畑が28筆49,641㎡です。続いて使用貸借が田で10筆の6,007㎡、畑で4筆11,211㎡となっており、合計しまして、田が19筆の18,725㎡、畑が32筆の60,852㎡、計51筆の79,577㎡ということで集積計画が出されています。基本的にはこれまで同様、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 濱本磨毅 穂様の方に中間管理権という権利が発生します。貸付期間が、29年3月10日から39年3月9日までの10年間ということになっており、譲渡人からの同意書もいただいております。以上で1号についての説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

何もなければ、議案第1号についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく「平成28年度第2回農用地利用配分計画（案）」についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第2号について説明いたします。

この議案については、迎広子委員、近藤良治委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくお願いします。

<迎広子委員、近藤良治委員 退席>

神崎書記： まず、配分計画に載っている農地情報については、前の1号の農地と同一です。借り手については、農用地利用配分計画というところに受け手と書いています、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、そして●●●●に貸し付けられるようになります。そしてこの開始期間というのは、1号の開始期間と同一になっておりまして29年3月10日から39年3月9日までの10年間になります。この分の賃借料等は前段の通りですけれども、その支払い等については、中間管理機構から地権者の方に払われるようになります。そして中間管理機構が耕作者から徴収するという流れになっています。以上で説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
何もなければ、議案第2号についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。

<迎広子委員、近藤良治委員 入室>

松口会長： 続きまして、日程第4 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第3号について説明します。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっております。

「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、29年度の下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。

1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針： 現行の下限面積 黒島地域のみ10aの変更は行わない。

理由： ①現行の下限面積は、平成22年3月に決定されており、以降農地を取り巻く状況に大きな変化はないこと。

②担い手公社の卒業生等の新規就農者の取得に際しては、農地法施行令第6条第3項第1号及び農地法施行規則第17条第2項の規定によって、50a未満でも認めることが出来ること。

となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
議案通りでよろしいでしょうか。

<異議なし>

松口会長： ありがとうございます。
続きまして、日程第5 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それではまず農地賃借料情報について説明いたします。

農地賃借料情報の提供についてということで、平成21年に農地法が改正され、「標準小作料制度」が廃止されました。改正法では「標準小作料」に代わるものとして、「賃借料情報の提供」を行うこととされました。

「賃借料情報」とは、過去1年間に実際に締結された賃借料について、平均額等を算出した実勢の賃借料のことです。今後はこの「賃借料情報」を参考にして、貸手、借手で十分な話し合いを行った上で、賃借料を決めていただくこととなります、と明記しています。小値賀町での貸し借りの賃借料情報があまり多くありませんし、近頃では無料でも貸しますよという様な所が多くなりましたので、貸し借りの金額を公表することは、どうなのかなという所がありますが、平成28年に賃貸借が行われました土地について、今回資料として提示しています。件数的にはあまりありませんが、中間管理機構による賃貸借で畑の部が3件ありました。最高額としまして、4,000円が1件、最低額で3,000円が2件ということで、平均で3,000円に設定をしております。田については昨年度実績がありませんでしたので、平成27年度と同じく平均額を7,000円に設定しております。

賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取引された貸手、借手の話し合いのもとで個々に決められた金額を整理したものですので、締結年や締結件数により変動します。このため、賃借料を決める際には、賃借料情報を目安としつつ、収獲量、圃場の条件、土地改良費を踏まえて、貸手、借手双方の十分な話し合いを行い、納得の上で決めて頂くものです。この情報は、小値賀町農業委員会のホームページに掲載します。以上です。

松口会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

大久保委員： 賃借料0円という形で載せることは出来ないのですか。

松口会長： 以前は、農業委員会である程度金額を決めてそれを提示していたのですが、情報としか出せなくなっているのです、いろんなデータを集めて、情報提供しているだけです。

大久保委員： 「0」という情報はないのですか。

松口会長： 「0」というのはありません。賃借料となれば、物納もありますので・・・

松山委員： 物納が多いのです。

松口会長： 水田辺りも最高最低で中間を取っていました。以前は、一番高い時で、水田で15,000円だったと思います。平均で12,000円だったのが、下がってきて、9,000円になり今は7,000円になっています。水田の方は、利活用の方で交付金がありますので何とか出来ています。

松山委員： 結局、圃場整備した田や畑と整備されていない畑もあります。

松口会長： 以前は、最高額・平均額ではなく、上田・中田・下田という形で、そういう感覚で値段を決めていました。上というのが、基盤整備された農地です。

松山委員： あくまでも情報なので、どのくらい借賃がいるのかというデータで出しています。目安ですから。

大久保委員： 絶対これだから、これにするではないのですね。

松山委員： 我々で早く払っていたのは、安くなったといって下げられません。そういうこともあります。

前田委員： 話し合いで、下げるなど出来ないのですか。

松山委員： なかなか地主がいなければ出来ません。

松口会長： 農業委員会の中で話し合えないようになっています。話し合っただけでは、情報ではなく提示しなければならないです。あくまでもいろんなデータから、このくらいが平均ですと情報提供を流すだけになっています。

大久保委員： わかりました。

松口会長： 水田の方は、今交付金があるので何とかありますが、今年で、減反政策や戸別所得制度も29年度で終わりとなったときに、米の価格がどうなるかわかりません。有畜農家で、WC Sや裏作で燕麦を作っていますが、交付金で何とかなればと思っています。普通、米を作っている田んぼで、米の価格が下がればこの7,000円とか7,500円はどうかと思います。

大久保委員： その前に、解約して止める可能性はあるかと思っています。そうすると、荒れ地に戻ります。

松口会長： 物納をしている方は、金額的にこれより高くなります。

前田委員： どういっても、貸し手の借り手が納得の行くまで話し合った方がいいかと思います。

松山委員： 嫌と言われたら、返さないといけませんね。

前田委員： 今は地主さんも、お金というよりも作ってもらえれば作ってほしいとなっているようです。

松山委員： 我々も、田んぼでも米を作るのにいらぬと言われる。牛の草をロールしてくれたら米を作ると言われます。私の場合は、苗を作ったり刈ったりするのでいいのですが、田んぼをして苗を買って作るのは話になりません。

大久保委員： 結局、1枚だけと言っても、水路と排水路を維持しないとイケませんので、全部作ってもらわないとイケません。

松口会長： 農地や中山間の枠に入っている農地は、耕作者が辞めても後をなんとかしていかぬといけません。

大久保委員： もう中山間も止めたいと言っている方もいます。

小崎委員： 病気になると動くことが出来なくなるので、どうにかしてほしいと言われます。大島辺りは、交付金を部落に入れていますよね。周りから簡単に交付金を修理しなさいと言われますが、一度、部落に入れたのをそのためにというのは出来ませんので、どちらかという、親戚に出来るか出来ないか頼んで何とかしています。

松口会長： 小値賀はほとんどの水田が平らなところにありますので、水はけも悪いです。米を作るのにも裏作でも基盤整備した田でも、雨が降ったら厳しいです。米の価格は安くなって作らなくなると、遊休農地になってくると思います。

大久保委員： W C S も今、保全があるので便利ですが、なくなれば大変です。

松口会長： 今は、米作りが出来ている高齢者で、田をまぜて刈りとったり田植えしたり、委託受託という作業はまだ保たれていますが、これがなくなれば恐らくだいぶ減ると思います。賃借料情報については終わります。

神崎書記： 次に2月の総会の日程を決めたいと思います。2月は前方南部の非農地を農地パトロールしたいと思います。

松口会長： 次回の総会は2月28日でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 非農地のパトロールをしますので、1時30分までに役場前駐車場に集合をお願いします。
あとは、団体からですが、農協からは何もありません。

松口会長： 共済の方から何かありますか。

吉永委員： 特にありませんが、今年度は役員改選の年になっております。今のところ、役員の交代は
宇久と交互にしていますが、宇久島から手を挙げる方がいなければ、引き続き、私が務める
ことになるかと思えます。以上です。

松口会長： 土地改良区から何かありますか。

筒井委員： 特にありません。

松口会長： その他、みなさんから何かありませんか。ないようでしたら、これで終わります。この後
もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 15番委員 _____ 印

会議録署名人 16番委員 _____ 印